

田布施町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	14,340 人	7,257,577 千円	173,598 千円	1,197,584 千円	16.5 %	16.8 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
5年度	128 人	453,529 千円	57,305 千円	181,009 千円	691,843 千円

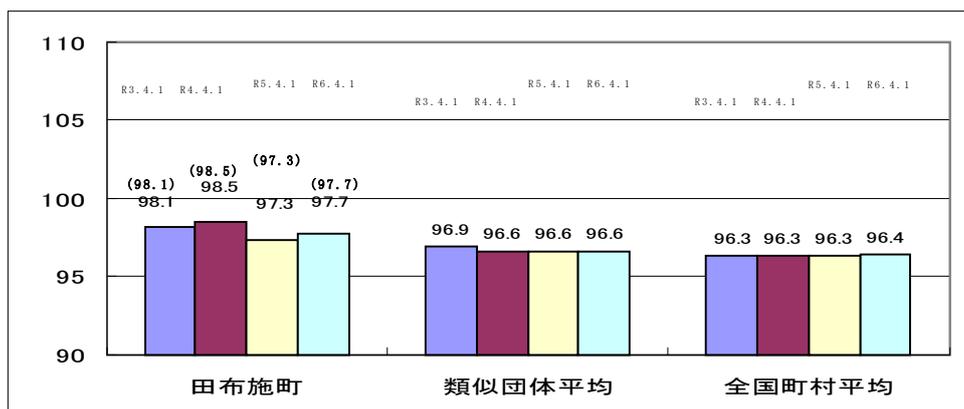
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
5,405 千円	5,708 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえた山口県職員の給料表に準じて改定。若年層（35歳未満）については1.5%の引き上げとなったが、高齢層（50歳以上）については0.4%の引下げとなった。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当の支給 なし

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田布施町	41歳	301,855円	338,585円	324,185円
山口県	43.2歳	325,724円	396,392円	351,503円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.8歳	309,513円	358,114円	334,718円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		田布施町	山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	204,300円	204,300円	196,200円
	高 校 卒	172,200円	172,200円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

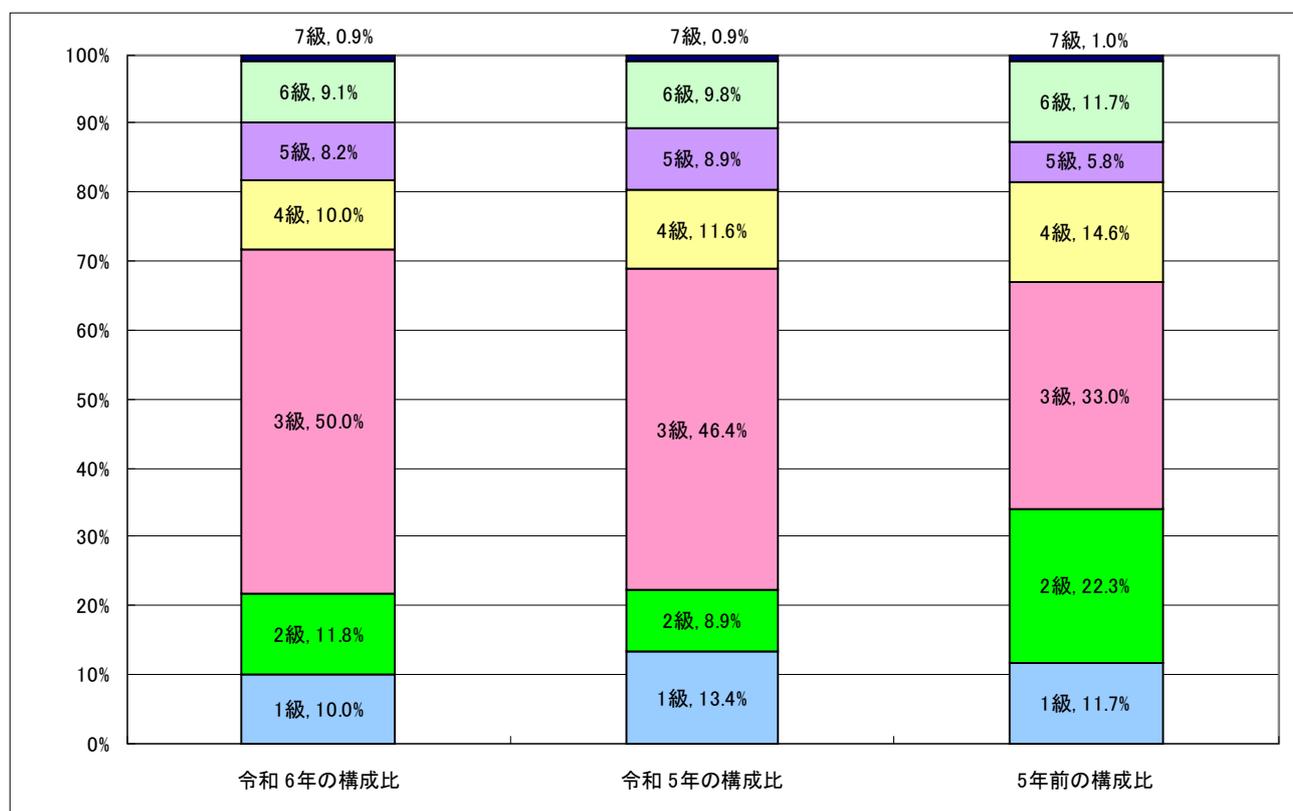
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,792円	338,843円	372,980円	375,725円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

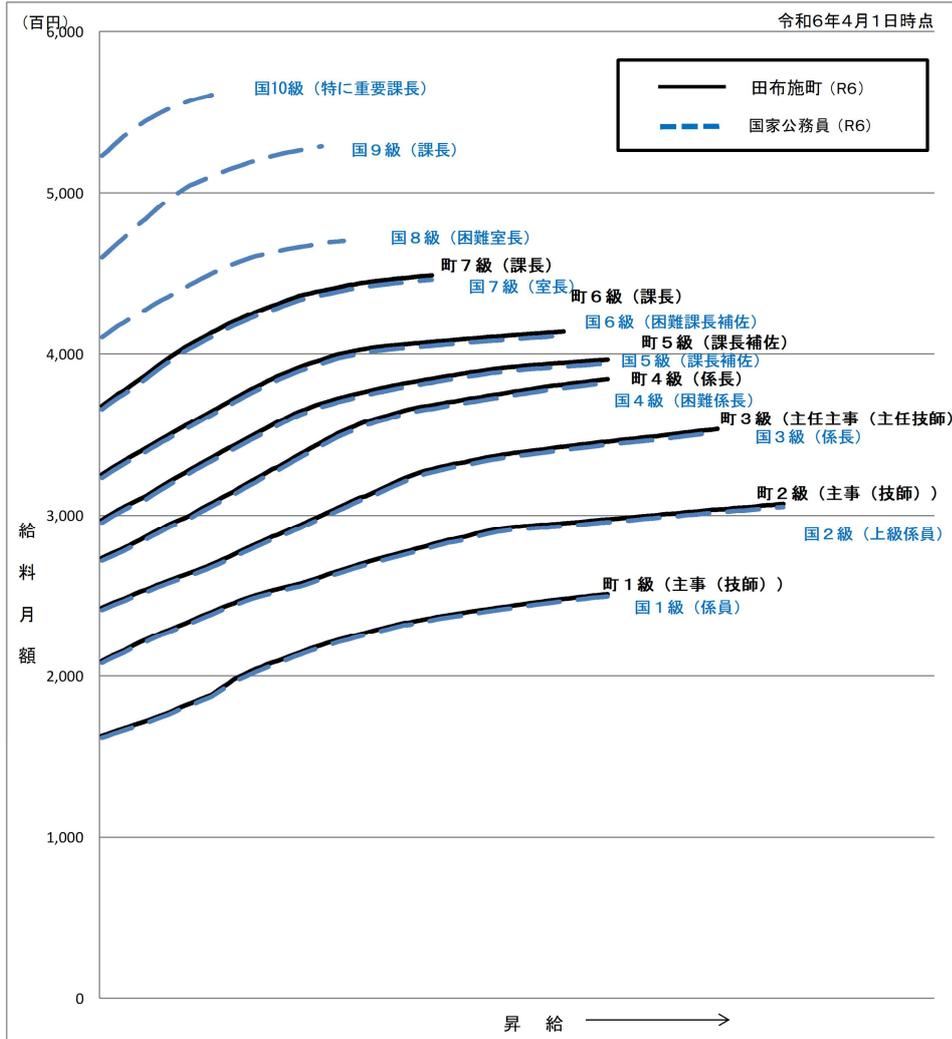
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事又は技師の職務	人 11	% 10	円 163,300	円 250,800
2級	・主事又は技師の職務 ・主任の職務	人 13	% 11.8	円 209,300	円 307,100
3級	・主任主事又は主任技師の職務 ・係長の職務 ・主査の職務	人 55	% 50	円 242,400	円 353,200
4級	・困難な業務を所掌する係長の職務 ・課長補佐又は技術補佐の職務	人 11	% 10	円 273,300	円 384,300
5級	・困難な業務を所掌する課長補佐又は技術補佐の職務 ・主幹又は技幹の職務	人 9	% 8.2	円 297,200	円 396,400
6級	・困難な業務を掌理する主幹又は技幹の職務 ・課長の職務	人 10	% 9.1	円 325,100	円 413,800
7級	・困難な業務を掌理する課長の職務	人 1	% 0.9	円 367,800	円 448,900

- (注) 1 田布施町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（田布施町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田布施町	山口県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,413千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,726千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（田布施町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

田 布 施 町			国		
(支給率) 自己都合	勸奨・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 なし)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額		11,621千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		56千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		3,700円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		10.0%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務外勤手当	業務従事職員	滞納処分、差押 執行事務、特命 調査事務	18千円	日額 300円
防疫手当	業務従事職員	感染症患者接触	0円	日額 300円
		消毒作業	0円	日額 300円
		口蹄疫、鳥インフル エンザによる家畜 のと殺、焼却若しく は埋却又は畜舎等 の消毒作業	0円	日額 400円 (著しく危険であ ると町長が認めた 場合 800円)
救護手当	業務従事職員	行旅病人取扱作業	0円	日額 300円
		精神障害者、めいて い者取扱作業	0円	日額 300円
死体取扱手当	業務従事職員	死体収容処理作業	0円	日額 2,000円
野犬等捕獲死体処 理手当	業務従事職員	野犬、猪等の捕獲及 び死体処理作業	38千円	日額 300円
下水道管理手当	業務従事職員	下水道管の管理作 業	0円	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	22,094千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	178千円
支給実績（4年度決算）	27,246千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	222千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決 算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 配偶者以外 ①子 1人につき10,000円 ②①以外（父母等）1人につ き 6,500円 ③満16歳の年度初めから満 22歳年度末までの間にある 子1人につき5,000円を加算	同じ		15,233 千円	245,698 円
住居手当	1 借家 ① 月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円 ② 月額23,000円を超え、 55,000円未満の家賃 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 ③ 月額55,000円以上の家賃 27,000円 2 単身赴任に係る配偶者 等の居住する借家、借間 上記により算出される 額の1/2に相当する額	異なる	1 借家 ①月額27,000円以下 の家賃 家賃額-16,000円 ②月額27,000円を超 え、61,000円未満の 家賃 (家賃額-27,000円) ×1/2+11,000円 ③月額61,000円以上 の家賃 28,000円	8,064 千円	252,009 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 運賃相当額 (限度額55,000円) 2 自動車等の使用者 距離区分(2km毎)により 支給 2,500円～16,000円	異なる	距離区分 5km毎 2,000円～ 31,600円	8,837 千円	84,970 円
管理職 手 当	課長(7級) 月額 44,000円 課長(6級) 41,000円 主幹・技幹(6級) 32,000円 主幹・技幹(5級) 31,000円 園長(5級) 31,000円	異なる	職員の属する級お よび職区分に応じ 46,300円～ 139,300円	7,704 千円	453,176 円
休日勤務 手 当	1 時間単価の135/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特 別 勤務手当	週休日又は休日等に勤務した 場合、勤務1回につき 2～6時間 6,000円 6時間超 8,000円 週休日等以外の深夜の場合 2時間以上 3,000円	異なる	職区分・勤務時間 に応じ 4,000円～ 12,000円 (6時間超は 150/100を乗じる) 2,000円～6,000円	72 千円	12,000 円
単身赴任 手 当	官署を異にする異動に伴い、 転居し、やむを得ない事情に より同居していた配偶者と別 居し、単身で生活することを 常況とし、距離制限(60km) を満たす場合 月額 30,000円	異なる	基礎額30,000円 に距離に応じて 最高70,000円を 加算	0 千円	0 円

※ 休日勤務手当については、時間外勤務手当に計上している。

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	706,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 382,500 円		
	副 町 長	577,000 円 ()	700,000 円 / 430,400 円		
報 酬	議 長	278,000 円 ()	408,000 円 / 230,000 円		
	副 議 長	224,000 円 ()	342,000 円 / 180,000 円		
	議 員	205,000 円 ()	323,000 円 / 157,000 円		
期 末 手 当	町 副 町 長 長	(5年度支給割合) 3.40 月分			
	議 副 議 長 長 員	(5年度支給割合) 3.40 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 706千円×在職年数× 500/100	(1期の手当額) 14,120千円	(支給時期) 任期ごと	
	副 町 長	577千円×在職年数× 300/100	6,924千円	任期ごと	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

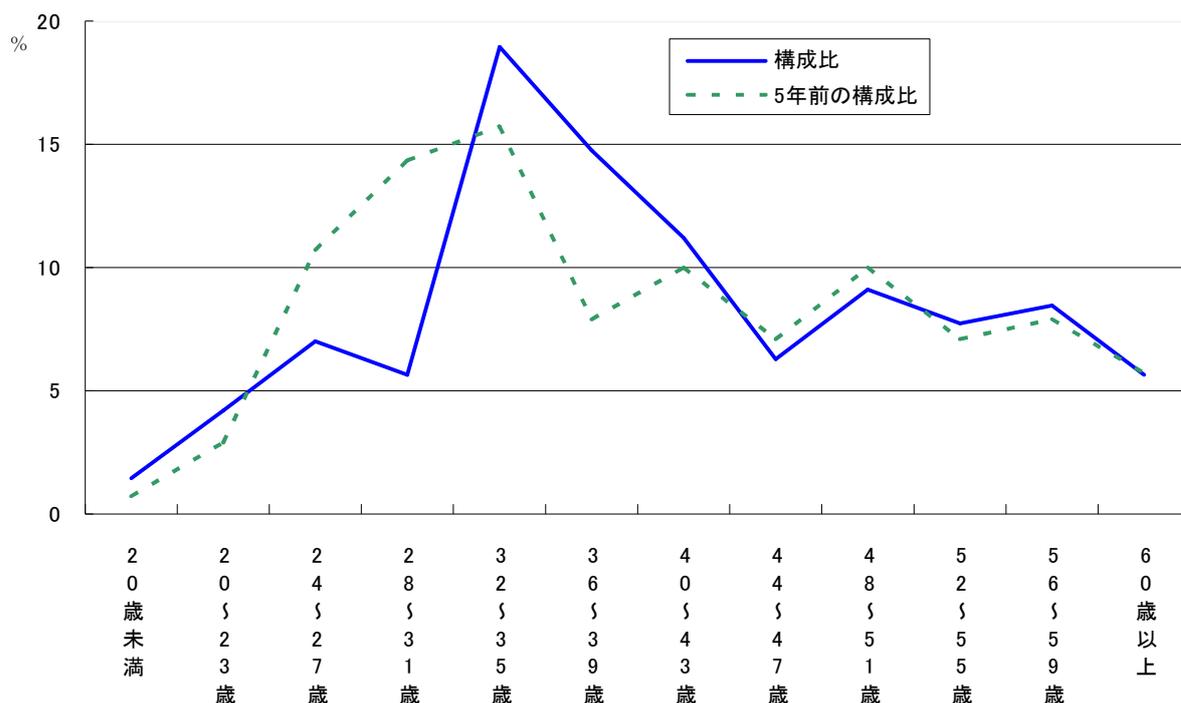
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2		育休△1 不足分を会計年度任用職員で補う△1 育休復帰（老人福祉）1 育休△1 人員配置の調整△1 人員配置の調整△1
		総務企画	39	38	△1	
		税務	13	12	△1	
		民生	23	25	2	
		衛生	10	8	△2	
		労働	-	-		
		農林水産	10	9	△1	
		商工	4	3	△1	
		土木	11	11		
		計	112	108	△4	<参考> 人口1万当たり職員数 75.31人 (類似団体の人口1万当たり職員数 88.99人)
	教育部門	16	17	1	会計年度から正職の配置1（教育一般）	
	消防部門	-	-			
	小 計	128	125	△3	<参考> 人口1万当たり職員数 87.17人 (類似団体の人口1万当たり職員数 108.29人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	下 水 道	5	5			
	国 保 等	13	13			
	小 計	18	18			
合 計		146 [150]	143 [150]	△3 []	<参考> 人口1万当たり職員数 99.72人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	10人	8人	27人	21人	16人	9人	13人	11人	12人	8人	143人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	102	107	107	108	112	108	6 (5.9%)
教育	19	19	19	19	16	17	△2(△10.5%)
消防							(%)
普通会計計	121	126	126	127	128	125	4 (3.3%)
公営企業等会計計	19	18	17	17	18	18	△1(△5.3%)
総合計	140	144	143	144	146	143	3 (2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 26年度までは教育長を含む。

7 公営企業職員の状況

該当なし